

# 工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名

2 工 期 着手 令和 年 月 日 から  
完成 令和 年 月 日 まで

3 請 負 代 金 額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
[ 金 円 ]

4 前 払 金 限 度 額 金 円

5 契 約 保 証 金

(6. 解体工事に要する費用等)

この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 年 月 日

発注者 苦小牧市 岩 倉 博 文 印  
苦小牧市長

受注者 所 在 地  
氏名・名称

代表者 所 在 地  
氏名・名称  
及び代表者 印

構成員 所 在 地  
氏名・名称  
及び代表者 印

構成員 所 在 地  
氏名・名称  
及び代表者 印

## **(総 則)**

第1条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書及び設計図書(別冊の図面及び仕様書をいう。以下同じ。)並びに指名通知書又は入札の公告に記載された条件に従って誠実に履行するとともに、受注者は、苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱を遵守するものとする。

2 仮設、施行方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

### **(工事用地等の確保)**

第2条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

### **(関連工事の調整)**

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の注文に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### **(工事工程表)**

第4条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて工事工程表(必要がある場合は、工事工程表及び内訳明細書)を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

2 受注者は、この契約の変更等により工事工程に変更があり、かつ、発注者から請求があったときは、速やかに変更後の工事工程表を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

3 発注者は、前2項の規定により提出された工事工程表を速やかに審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。

4 工事工程表及び内訳明細書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### **(権利、義務の譲渡等制限)**

第5条 受注者は、契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

### **(一括委任又は一括下請負の禁止)**

第6条 受注者は、工事の全部若しくは大部分又は発注者の指定した部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### **(一部下請負人の通知及び変更)**

第7条 受注者は、工事の一部に対する下請負人を定めたときは、名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、受注者に対しその変更を求めることができる。

### **(特許権等の使用)**

第8条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その

他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### **(工事監督員)**

第9条 発注者は、受注者の工事の施工について、自己に代わって監督し、又は指示する工事監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。

2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定められた範囲内において、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 工事の施工に立ち会い、設計図書に基づき工程を管理し、工事の施工状況の検査を行い、及び受注者の現場代理人に対して指示を与えること。

(2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な細部設計図、原寸図等を検査して承認を与えること。

(3) 工事材料又は工事の施工に必要な仮設物その他の工作物の試験又は検査を行うこと。

3 発注者は、2人以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの工事監督員が分担する権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。分担を変更した場合も、また同様とする。

#### **(現場代理人等)**

第10条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理を行う主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。)及び専門技術者を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更した場合も、同様とする。

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限(請負代金の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)のうち現場代理人に委任したものがあるときは、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合にあっては、第1項の主任技術者は、専任の者としなければならない。この場合において、監理技術者を定めるときは、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。

#### **(現場代理人等に関する措置要求)**

第11条 発注者は、現場代理人、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事の施工のために使用している労働者等について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対しその理由を明示した書面をもってその交代を要求することができる。

2 受注者は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対しその理由を明示した書面をもってその交代を要求することができる。

3 発注者又は受注者は、前2項の規定による要求があったときは、要求を受理した日から10日以内に当該要求に係る事項に関する措置の結果を書面をもって相手方に通知しなければならない。

#### **(工事材料の品質及び検査等)**

第12条 工事材料につき設計図書にその品質の明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において工事監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 工事監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監督員の承認を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

#### (工事監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる工事監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、工事監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 工事監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 受注者は、工事監督員が正当な理由がなく受注者の求めに応じないためその後の工程に支障をきたすときは、あらかじめ工事監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

#### (支給材料及び貸与品)

第14条 発注者が受注者へ支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は設計図書に記載したところによるものとし、その引渡しの時期は工事工程表に基づき、発注者、受注者協議して定めるものとする。

- 2 発注者は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上検査して引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、その品質又は規格若しくは性能が設計図書と異なり、又は使用に適当でないとき、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料又は貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対し、当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能又は引渡しの場所を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

- 7 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後において、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査の際に発見することが困難であったかかかれたかきがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 8 受注者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品があるときは、設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、工事監督員の指示に従わなければならない。

#### **(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)**

第15条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、請負代金額の増額又は工期の延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示等発注者の責めに帰すべき理由による場合は、第17条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
- 3 発注者又は工事監督員は、受注者が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

#### **(設計図書と工事現場の状態の不一致、条件の変更等)**

第16条 現場代理人は、工事の施工にあたり次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を工事監督員に通知しなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
  - (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。)
  - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
  - (4) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いのもとに調査を行わなければならない。
  - 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成の上、記名押印するものとする。
  - 4 発注者は、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。この場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
  - 5 受注者は、次の各号の一に該当するときは、10日前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
    - (1) 第1項の規定による通知をした後20日以内に確認について合意が成立しないとき。

(2) 第3項の規定による確認について合意が成立した後20日以内に発注者が必要な工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(3) 前項において準用する次条第1項の規定による協議を申し出た後20日以内に協議が整わないとき。

#### **(工事の変更、中止等)**

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における発注者の負担額及び賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

3 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

#### **(受注者の請求による工期の延長)**

第18条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して書面をもって定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による工期の短縮等)**

第19条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、受注者に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者、受注者協議して書面をもって定めるものとする。

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議の上通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者、受注者協議して請負代金額を変更しなければならない。

#### **(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)**

第20条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対し書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、この契約の締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。

3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から第1項の規定による請求があった時点における出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき請負代金額の変更に応じなければならない。

4 前項の変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者、受注者協議して定めるものとする。

- 5 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。
- 8 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

#### **(臨機の措置)**

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ工事監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく工事監督員に通知しなければならない。
- 3 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者の負担とする。この場合における発注者の負担額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

#### **(一般的損害)**

第22条 工事目的物の引渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

第23条 発注者は、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者がこれを負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 3 発注者又は受注者が第三者に対して損害を賠償する場合、あらかじめ発注者、受注者協議するものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理にあたるものとする。

#### **(天災その他の不可抗力による損害)**

第24条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責めに帰すべからざるもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、工事の

出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械器具に損害の生じたときは、現場代理人は、その事実発生後遅滞なくその状況を工事監督員に通知しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに現場代理人の立会いのもとに調査を行わなければならない。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果その事実を確認したときは、確認書作成の上、記名押印するものとする。
- 4 受注者は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、発注者に対し書面をもって損害の負担を求めることができる。
- 5 発注者は、前項の請求があったときは、当該損害の額(工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第32条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。)が請負代金額の100分の1に相当する額を超え、かつ、受注者がこの工事を遂行する場合に限り、損害額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額を負担しなければならない。
- 6 前項の損害は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定める額から受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害に係る額及び火災保険その他の保険等によりてん補される額(第44条の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等に付していたならば給付されるべきであった保険金等の額を含む。)を控除した額の範囲内において、発注者、受注者協議して定めるものとする。
  - (1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。
  - (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 7 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以後の天災その他の不可抗力による損害の負担については、第5項中「損害額」とあるのは「損害額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額からすでに負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。
- 8 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者の負担とする。この場合における発注者の負担額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。
- 9 発注者は、前各項の規定に基づく天災その他の不可抗力による損害及び取片付けに要する費用の負担に代えて、請負代金額につき、当該負担すべき額に相当する額を増額することができる。

#### **(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)**

第25条 発注者は、第8条、第14条から第17条まで、第19条から第22条まで、第24条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者、受注者協議して書面をもって定めるものとする。

### **(検査、引渡し)**

第26条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのもとに工事の完成を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。検査に当たっては、発注者は必要があるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最少限度解体して検査することができる。
- 3 前項の場合において、解体又は回復に直接要する費用は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、遅滞なく受渡書により当該工事目的物を発注者に引き渡さなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

### **(請負代金の支払)**

第27条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは書面をもって請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に支払わなければならない。

### **(消費税等額の変動に伴う支払額の変更)**

第27条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく請負代金に相当額を加減して支払うものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

### **(部分使用)**

第28条 発注者は、第26条第4項の規定による引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加した費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

### **(前払金及び中間前払金)**

第29条 受注者は、発注者があらかじめ前払金を支払うことを定めたときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、工期を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、受注者と協議の上、支払期日を定めて前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、発注者があらかじめ中間前払金を支払うことを定めたときは、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工期を保証期間とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、受注者は、第32条第1項の規定により部分払（複数年度にわたる契約における各年度末に行う部分払は除く。）の請求を行った場合においては、中間前払金を発注者に請求することができない。

- 5 受注者は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額から受領済の前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額を超えるときは、受注者は、その減額の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者、受注者協議して返還額を定めるものとする。
- 8 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じその未返還額につき契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### (保証契約の変更)

- 第30条 受注者は、前条第6項の規定により前払金額に追加して更に前払金を請求する場合には、あらかじめ、工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、前条第7項本文の規定により請負代金額を減額した場合、又は工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

#### (前払金使用)

- 第31条 受注者は、第29条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却された割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

#### (部分払)

- 第32条 受注者は、発注者があらかじめ部分払金を支払うことを定めたときは、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額(当該出来形部分等が性質上可分である場合において発注者が相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10に相当する額)の範囲内で次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第29条第3項の規定により中間前払金の支払の請求を行った場合においては、請求することができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分等の確認を発注者に求

めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なく確認のための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 部分払金の額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{請負代金相当額} \times \text{部分払すべき率}) - (\text{前払金} + \text{中間前払金}) \times (\text{請負代金相当額} / \text{請負代金額}) + \text{既部分払額}$$

- 4 前項の場合において、請負代金相当額は、次の式により算出して得た額とする。

$$\text{請負代金額} \times (\text{第2項の規定による検査に合格した出来形部分等に対応する設計金額} / \text{総設計金額})$$

- 5 受注者は、第2項の規定による検査に合格したときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、受注者と協議の上、支払期日を定めて部分払金を支払わなければならない。

- 6 出来形部分等(工事仮設物を除く。)で受注者の所有に属するものの所有権は、発注者が第3項後段の規定による支払を完了した時点(発注者が法令等の規定に基づき支払の手續を完了した時点をいう。)において、発注者に帰属するものとする。

- 7 出来形部分等の所有権が発注者に帰属した場合においても、工事目的物の全部の引渡し完了までの間は、受注者は、当該出来形部分等の管理についての一切の責めを負うものとする。ただし、発注者が自ら管理する場合には、この限りでない。

#### (部分引渡し)

第33条 工事目的物について、発注者が設計図書で工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときについて、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第27条中「請負代金」とあるのは「指定部分に係る請負代金」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### (第三者による代理受領)

第34条 受注者は、発注者の書面による承認を受けて請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者が提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第27条(前条において準用する場合を含む。)又は第32条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (前払金等の不払いに対する受注者の工事中止)

第35条 受注者は、発注者が第29条、第32条又は第33条において準用する第27条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、あらかじめその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を一時中止した場合について準用する。

#### (跡請保証)

第36条 発注者が工事の全部又は一部につき相当の期間、跡請保証の必要があると認めて受注者に要求したときは、受注者は、跡請保証をしなければならない。

- 2 前項の規定により受注者が跡請保証をする場合は、跡請保証金として保証部分に相当する請負代金相当額を発注者に納付しなければならない。ただし、一部分の跡請保証で軽微なものについては、誓約書を提出することによりその保証金を減免することができる。

- 3 前項の請負代金相当額の算定については、第32条第4項の規定を準用する。

- 4 発注者は、跡請保証期間満了後受注者立会いの上検査を行い、検査に合格したときはその旨を受注者に通知し、かつ、跡請保証金を返還しなければならない。
- 5 受注者が、跡請保証について指定の期間内にその義務を履行しないときは、跡請保証金は、発注者に帰属する。

#### **(かし担保)**

第 37 条 工事目的物にかしがあるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めて、そのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 26 条第 3 項(第 33 条において準用する場合を含む。)の規定による受渡しの日から 2 年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10 年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを承知していたときは、この限りでない。
- 4 工事目的物が第 1 項のかしにより滅失又はき損したときは、発注者は、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは工事監督員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であったことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### **(受注者の履行遅滞の場合の違約金)**

第 38 条 発注者は、受注者が契約の履行を遅延したときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の違約金を徴収する。ただし、災害その他避けることのできない事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、契約保証金から控除し、又は請負代金支払の際、相殺する。

#### **(検査の遅延)**

第 39 条 発注者がその責めに帰すべき理由により第 26 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第 27 条第 2 項の日数から差し引くものとする。

#### **(発注者の履行遅滞の場合の遅延利息)**

第 40 条 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により第 27 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 32 条第 5 項又は第 33 条において準用される第 27 条の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### **(発注者の解除権)**

第 41 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により工期内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 第 6 条又は第 15 条の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

- (5) 第 45 条第 1 項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### **(契約が解除された場合等の賠償金)**

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合（第 41 条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当初契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額が請負代金額の 100 分の 10 に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額が請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

#### **(談合等の不正行為に係る発注者の解除権)**

第 43 条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「受注者等」という。）に違反行為があったとして、受注者等に対する独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
- (2) 受注者等に違反行為があったとして、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。次号において同じ。）により、受注者等に違反行為があったとされたとき。
- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により違反行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が受注者等に示された場合（当該契約が示された場合を除く。）において、当該期間に当該契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

#### **（発注者の任意解除権）**

第 44 条 発注者は、工事が完成しない間は、第 41 条又は前条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における発注者の賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

#### **（受注者の解除権）**

第 45 条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 16 条第 5 項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められたとき。
- (2) 第 17 条第 1 項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が 2 倍以上に増加し、又は 2 分の 1 以下に減少したとき。
- (3) 第 17 条第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が工期の 2 分の 1 に相当する日数（工期の 2 分の 1 に相当する日数が 30 日を超える場合は、30 日）を超えたとき、ただし、中止が工事の一部を除いた他の部分の工事が完了した後 30 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (4) 発注者が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

#### **（解除に伴う措置）**

第 46 条 この契約が解除された場合において、工事の出来形部分で検査に合格したものは発注者の所有とし、発注者は、その出来形部分に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、請負代金相当額の支払については、第 27 条の規定を準用する。

2 第 29 条の規定に基づく前払金及び中間前払金があったときは、前項の規定に基づく支払額と前払金額及び中間前払金額とを差引精算するものとし、出来形部分請負代金相当額になお残額のある場合において、第 42 条第 1 項又は次条第 1 項若しくは第 5 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額と差引清算するものとする。また、当該支払済みの前払金額及び中間前払金額に残額のあるときは、受注者は、

契約の解除が第41条、第42条第2項又は第43条の規定によるときにあってはその残額に利息を付した額を、第44条又は前条の規定によるときにあってはその残額を発注者に返還しなければならない。この場合において、利息の額は、その残額について前払金及び中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額とする。

- 3 契約が解除された場合において、受注者は、次の各号に定める措置をとらなければならない。
  - (1) 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - (2) 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により、滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - (3) 工事用地等に受注者の所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件及び前2号の貸与品は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項第3号の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができず、かつ、これに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定により受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第42条第2項又は第43条の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは発注者、受注者協議して定めるものとする。

#### **(談合その他の不正行為による賠償金)**

- 第47条 この契約に関し第43条各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を賠償金として発注者に支払わなければならない。ただし、同条各号に規定する違反行為が独占禁止法に規定する不当廉売に該当する場合その他発注者に損害が生じないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
  - 3 受注者は、第1項の賠償金を発注者が指定する期限までに支払わないときは、その支払わない額に当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
  - 4 第1項に規定する場合において、共同企業体を既に解散しているときは、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して賠償金を支払うものとする。
  - 5 第1項の規定は、受注者の談合等の不正行為により生じた実際の損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

#### **(火災保険等)**

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

#### **(契約保証金の返還等)**

第49条 発注者は、第26条の規定により工事目的物の引渡しを受けたとき又は契約の解除(第41条、第42条第2項又は第43条の規定による解除を除く。)があったときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。ただし、第36条に規定する跡請保証のため受注者の申出がある場合は、その全部又は一部を跡請保証金に充当することができる。

- 2 請負代金額の変更により契約保証金の額に当該額の10分の3に相当する額以上の過不足が生ずることとなったときは、次の各号によるものとする。
  - (1) 超過額は、受注者の請求により返還すること。
  - (2) 不足額は、発注者の指定する日までに納付すること。

#### **(あっせん及び調停)**

第50条 この契約の条項中、発注者、受注者協議を要するものにつき協議が整わない場合その他この契約に定める事項につき発注者、受注者間に紛争を生じた場合は、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

#### **(仲 裁)**

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

#### **(管轄裁判所)**

第52条 この契約について訴訟等を行う場合は、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

#### **(関係法令の遵守)**

第53条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

#### **(契約に定めのない事項)**

第54条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

## 暴力団排除に関する特約条項

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(契約の解除について)

第1条 発注者は、受注者が苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)

別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、この契約を解除することができる。

2 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用する。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

(下請負の禁止)

第2条 発注者は、受注者が入札参加除外者をこの契約の下請負人(要綱に定義される下請負人をいう。以下同じ)としていた場合は、当該下請負人との契約の解除を求めることができる。

2 受注者は、この契約の履行にあたり要綱第4条に掲げる入札参加除外者又は警察署からの排除要請があった者をこの契約の下請負人としてはならない。また、受注者はこの契約の下請負人が、契約履行期間中に入札参加除外措置を受けたとき又は警察署からの排除要請があった場合は、速やかに当該契約を解除しなければならない。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 発注者は、第1項の契約解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。

(不当介入への対応)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、不当介入(要綱に定義される不当介入をいう。以下同じ)を受けたときは、速やかに発注者への報告及び警察署へ届出を行わなければならない。

2 受注者は、下請負人が不当介入を受けたときは、当該下請負人に対し、速やかに受注者への報告及び警察署へ届出を行うよう指導しなければならない。

3 受注者は、下請負人から報告を受けたときは、速やかに発注者への報告を行わなければならない。

4 発注者は、受注者が正当な理由なく前3項の報告又は届出を怠った場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。